

石 監 第 38 号  
令和元年 8 月 20 日

石垣市長 中 山 義 隆 様

石垣市監査委員 大 濱 博 文  
同 長 山 家 康

平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。

## 平成 30 年度 健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 20 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

※ 意見書に記載された数値は千円以下を四捨五入したものである。

### 4 審査の意見

#### (1) 個別意見

##### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円・%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	535,074
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	5,557
	石垣市都市計画土地地区画整理事業特別会計	25,471
合 計		566,102

当年度の一般会計等における実質収支額は、5 億 6,610 万 2,000 円の黒字となっている。

実質黒字額を前年度と比較すると、一般会計においては主に普通交付税等の歳入減により 5 億 3,874 万 7,000 円、一般会計等に属する特別会計においては 892 万 7,000 円それぞれ減少したことにより、合計では 5 億 4,767 万 4,000 円の減少となった。

(単位：千円・%)

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成 30 年度	△566,102	13,974,174	△4.05	12.86	20.00
平成 29 年度	△1,113,776	13,923,717	△7.99	12.86	20.00
増 減	△547,674	50,457	△3.94	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準値を下回っている。

## ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、上記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされています。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支・剰余金額
一 般 会 計	535,074
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	5,557
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	25,471
小 計	566,102
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	136,091
介護保険事業特別会計	162,134
後期高齢者医療特別会計	4,763
小 計	302,988
法適用企業	
水道事業特別会計	1,905,707
小 計	1,905,707
法非適用企業	
港湾事業特別会計	154,621
下水道事業特別会計	92,044
小 計	246,665
合 計	3,021,462

すべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は、30億2,146万2,000円となる。

当年度の実質収支及び剰余金合計額は、前年度と比べ1億2,689万9,000円減少している。これは、国民健康保険事業特別会計1億2,074万8,000円、下水道事業特別会計5,226万2,000円など7つの特別会計は増加したが、一般会計5億3,874万7,000円、港湾事業特別会計1,183万1,000円が減少したことによる。

(単位：千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	連結実質赤字比率 (A/B)×100	早期健全化 基準	財政再生 基準
平成30年度	△3,021,462	13,974,174	△21.62	17.86	30.00
平成29年度	△3,148,361	13,923,717	△22.61	17.86	30.00
増 減	△126,899	50,457	△0.99	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支及び剰余金の合計額は増加しており黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準値を下回っている。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した3か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

（単位：千円・％）

	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
公債費に係る一般財源 （元利償還金－特定財源）	2,103,162	2,105,912	2,071,159
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	466,851	392,868	268,714
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	0	0	0
一時借入金の利子	2	1	29
計 (A)	2,570,015	2,498,781	2,339,902

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,325,702	1,298,500	1,209,232
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	306,510	303,533	329,242

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	13,974,174	13,923,717	13,725,732
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率（単年度） $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	7.5	7.2	6.5
---	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3か年度平均)	平成 30 年度 (H30～H28)	平成 29 年度 (H29～H27)	増減
	7.1	6.8	0.3

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は7.5%で、前年度より0.3ポイント上昇しており、3か年度の平均を示す実質公債費比率は7.1%で、前年度より0.3ポイント上昇している。これは主に公営企業に要する経費の財源に充てた繰入金が増加したことなどによる。

当年度の実質公債費比率については、早期健全化基準を17.9ポイント、財政再生基準を27.9ポイント下回っている。

#### ④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

(単位：千円・%)

区 分		平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
将来負担額 (A)		26,702,698	26,472,191	230,507
地方債の現在高	(a)	21,038,772	21,493,713	△454,941
債務負担行為に基づく支出 予定額	(b)	1,284	2,068	△784
公営企業債等繰入見込額	(c)	5,012,941	4,104,141	908,800
退職手当負担見込額	(d)	616,201	824,474	△208,273
設立法人の負債額等負担見 込額	(e)	33,500	47,795	△14,295

充当可能財源 (B)		24,713,294	22,100,307	2,612,987
充当可能基金	(f)	6,569,744	5,654,888	914,856
充当可能特定歳入	(g)	310,207	302,724	7,483
基準財政需要額算入見込額	(h)	17,833,343	16,142,695	1,690,648

標準財政規模 (C)	13,974,174	13,923,717	50,457
------------	------------	------------	--------

算入公債費等の額 (D)	1,632,212	1,602,033	30,179
--------------	-----------	-----------	--------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$	16.1	35.4	△19.3
-------------------------------------	------	------	-------

早期健全化基準	350.0
---------	-------

※ 算入公債費等の額 (D) は、前ページ (B) と (C) の合計である。

当年度の将来負担比率は 16.1% で、前年度に比べ将来負担額、標準財政規模及び算入公債費等の額が増加し、特に充当可能財源が大幅に増加したことにより△19.3 ポイントに改善した。これは充当可能財源が 26 億 1,298 万 7,000 円増加しており、要因は、新庁舎建設事業における算入公債費（東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費）が起因して、基準財政需要額算入見込額が 16 億 9,064 万 8,000 円増加しているため、新庁舎建設は未着工で支出はないため、将来負担比率は低減する結果となった。早期健全化基準は 333.9 ポイント、大幅に下回っている。

#### (2) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

①実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないことから、算出された数値もマイナス値を示し、前年度に比べ3.94ポイント減少、早期健全化基準の12.86%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率は、一般会計からの繰入金により黒字化していることから、すべての会計において実質赤字額が生じていないためマイナス値を示し、前年度に比べ0.99ポイント減少、早期健全化基準の17.86%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。しかしながら、赤字補てんのため、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない厳しい状況にある。

③実質公債費比率は、単年度比率は前年度に比べ0.3ポイント上昇し、3か年度の平均を示す比率も前年度に比べ0.3ポイント上昇しているが、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率は、過去10年間、良好な水準で推移しており、前年度に比べ19.3ポイント減少した。本年度は、新庁舎建設事業における算入公債費によって将来負担比率を低減させている。早期健全化基準の350.0%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

本年度の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回っており、良好な状態を示している。しかしながら、将来負担額は前年度に比べ増加しており、地方債の現在高は210億3,877万円と高い割合を維持しており、令和元年度以降も新庁舎建設や老朽化が進む公共施設の更新等に伴う大型工事が計画されている。また将来、新博物館建設も検討段階にあり、公債費の減少は望めない状況である。漸増する社会保障関連経費（扶助費）などの義務的経費や地方交付税の削減による財源確保の課題等、今後も厳しい経営状況が予測される。将来の財政負担を考慮のうえ、適正な行財政の運営に努めていただきたい。

## 平成 30 年度 資金不足比率審査意見書

### 1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

### 2 審査の期間

令和元年 8 月 1 日から同年 8 月 20 日まで

### 3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

### 4 監査意見

資金不足比率は、公営企業等の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとされている。

(単位：千円・%)

会計名	区 分	平成 30 年度	平成 29 年度	増 減
水道事業会計	資金剰余金	△1,905,707	△1,700,067	205,640
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,401,230	1,388,911	12,319
	資金不足比率	△136.0	△122.4	13.6
港湾事業特別会計	資金剰余金	△154,621	△146,894	7,727
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	353,079	333,226	19,853
	資金不足比率	△43.7	△44.0	△0.3
下水道事業特別会計	資金剰余金	△92,044	△39,782	52,262
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	129,755	135,142	△5,387
	資金不足比率	△70.9	△29.4	41.5

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めている。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

当年度の資金不足比率について、3事業会計において実質黒字を示しているが、一般会計からの繰入金により黒字化していることから、資金不足比率は算定されない。

また、資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準 20.00%を下回っていることから、公営企業等の経営は良好な状態にあると認められる。